

# 市町村向け農業参入マニュアル作成等業務委託仕様書

## 1 委託業務名

市町村向け農業参入マニュアル作成等業務委託

## 2 委託業務の目的

少子高齢化の進展による農家戸数の急速な減少に伴い、各地域での担い手不足や不在化が懸念されており、地域外からの担い手の誘致・確保が必要である。

その対策の1つとして、他産業からの農業参入の誘致を図るにあたり、受け入れを行う市町村の理解促進を図るため、市町村向けの参入マニュアルの作成や、市町村担当者向けの勉強会等を実施する。

## 3 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

- (1) 市町村向け農業参入マニュアルの企画・提案。
- (2) (1) のマニュアルと連動した市町村向け勉強会や先進地調査の実施。
- (3) 市町村へのヒアリング及び現状分析。

## 5 成果品（仕上がり）

- (1) 市町村向け農業参入マニュアルのデータ納品
  - ① 市町村への配布用 印刷に適したレイアウトのもの
  - ② スライド説明用 パワーポイント形式
- (2) 市町村へのヒアリング結果及び現状分析レポートのデータ納品  
ワード形式 または パワーポイント形式
- (2) 著作権  
本業務の成果品の著作権は、県に帰属する。

## 6 その他の留意点

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、委託者と十分な調整を行う。
- (2) 内容の追加や変更が生じた場合は委託者と受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

## 7 委託業務に係る支払い方法及び経費について

- (1) 委託料は、実績確定後精算払により支払う。
- (2) 次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。
  - ① 5万円以上の機械・器具等の備品購入費（成果物作成に必要不可欠な物は除く）

- ② 取材、打合せ時の食糧費
- ③ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）

## 8 提出物

委託業務完了後、速やかに次に掲げる書類を作成し、県の検査を受けるものとする。

- (1) 業務完了報告書（作成資料や実施内容等の実績を記載すること） 1部
- (2) 成果品